

会 議 録

名 称		市川市子ども・子育て会議（平成２５年度第２回）
議 題 及 び 議 題 毎 の 公 開 ・ 非 公開の別 ※非公開の場合は公文書公開条例第８条の項号を記載する		１ 市川市次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況について ２ 子ども・子育て支援環境に関する現状報告 ３ 市川市子ども・子育て支援事業計画 計画体系(案)について ４ その他 ・委員提出資料について ・第３回市川市子ども・子育て会議審議事項にかかる事前説明 (教育・保育提供区域について、市民ニーズ調査について)
開 催 日 時 場 所		平成２５年８月２３日（金）午後１４時００分～１７時００分 市川市市民会館 第２会議室
出席者	委 員	高尾委員、西委員、橋本委員、阿部委員、幸前委員、川副委員、吉原委員、荻野委員、村上委員、緑川委員、佐藤委員、徳安委員、山下委員
	事 務 局 (所管課)	子育て支援課
	関 係 課 等	保育課、保育計画推進課、発達支援課、保健センター健康支援課、教育政策課、就学支援課、青少年育成課
傍 聴 区 分		㊦（６人） ・ 不可
会 議 の 概 要 ※ 詳 細 別 紙		
配 布 資 料		・ 次第 ・ 資料１ 市川市次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況について ・ 資料２ 子ども・子育て支援環境に関する現状報告 ・ 資料３ 市川市子ども・子育て支援事業計画 計画の体系(案)について ・ 資料４ 教育・保育提供区域について ・ 資料５ 市民ニーズ調査について ・ 委員提出資料 意見書
特 記 事 項		

別紙

市川市子ども・子育て会議（平成25年度第2回）（詳細）

- 1 開催日時：平成25年8月23日（金）午後14時00分～17時00分
- 2 場 所：市川市市民会館 第2会議室
- 3 出席者：
委 員 高尾委員、西委員、橋本委員、阿部委員、幸前委員、川副委員、吉原委員、
荻野委員、村上委員、緑川委員、佐藤委員、徳安委員、山下委員
市川市 吉光こども部長、大野こども部次長、子育て支援課（小松課長、宮内主幹、
正木主任、奥主事）、保育課（木村課長、大野副参事）、保育計画推進課（関
課長）、発達支援課（行木課長）、保健センター健康支援課（伊藤主幹）、
津吹教育総務部長、高坂教育総務部次長、教育政策課（永田課長）、就学支
援課（伊藤課長）青少年育成課（山田課長）
- 4 議 題：1 市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について
2 子ども・子育て支援環境に関する現状報告
3 市川市子ども・子育て支援事業計画 計画体系（案）について
4 その他
・委員提出資料について
・第3回市川市子ども・子育て会議審議事項にかかる事前説明
（教育・保育提供区域について、市民ニーズ調査について）
- 5 配布資料：
・次第
・資料1 市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について
・資料2 子ども・子育て支援環境に関する現状報告
・資料3 市川市子ども・子育て支援事業計画 計画の体系（案）について
・資料4 教育・保育提供区域について
・資料5 市民ニーズ調査について
・委員提出資料 意見書

【午後 14 時 00 分開会】

高尾会長： それでは只今より、平成 25 年度市川市子ども・子育て会議第 2 回を開催いたします。先ほど、事務局から連絡がありましたけれども、本日は 2 名の方が欠席です。委員の半数以上が出席ですので本日の会議は成立いたします。

次に、本日の会議の公開に関して、皆様方にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開とすることになっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので、公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認めまして、それでは傍聴人の方がおられましたら、どうぞ中にお入り下さい。

高尾会長： それでは議題に入りたいと思います。本日は次第 1 で現在の市川市の子ども・子育て支援施策の計画であります次世代育成支援行動計画の進捗状況がどうなっているのか。次第 2 で児童数の推移、幼稚園・保育園などへの就園状況、子ども・子育て支援に関する予算の状況など市川市の子ども・子育て環境がどうなっているのかを事務局より説明を受けます。この次第 1、2 でまずは市川市の子ども・子育て支援に関する施策・環境の現状がどうなっているのかを検討するというものです。その後、次第 3 で計画の体系について審議を行いたいと思います。そして最後に次第 4 で委員からの提出資料の説明、それから次回会議の審議事項に係る事前説明を受けて終了という流れになります。よろしくお願いいたします。

それではまずは、事務局から次第 1 の「市川市次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況について」説明をお願いします

子育て支援課長： それでは、事務局から「市川市次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況について」説明させていただきます。

(資料 1「市川市次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況について」に基づき説明)

高尾会長： それでは只今事務局から、「市川市次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況について」の説明がありましたけれども、何がご意見・ご質問等ご

ざいましたらお願いいたします。

橋本委員 : 今説明のあったページではない部分への質問ですがよろしいでしょうか。
私は教育委員会青少年育成課で管轄しております、放課後子ども教室ビーイングの運営委員とスタッフをしております。その事業内容について 72 ページに記載がありますけれども、補足と訂正がございますので申し上げます。

地域における子育て支援で、事業名が子どもの居場所作り事業(ビーイング)とあり、その後に対象年齢の記載がありませんけれども、小学校1年生から高校3年生の18歳までを見ております。乳幼児については、保護者の付き添いがあれば入室ができます。その下の73ページにこども館について記載がありますが、こども館は小学生から18歳未満となっておりますが、こども館については対象年齢が乳幼児、0歳から入室できますので恐らくプリントを上下間違われたのではないかと思います。いかがでしょうか。

高尾会長 : それでは事務局お願いいたします。

事務局 : 今ご指摘いただいた点ですが、ビーイングについては、対象年齢が記載されていないのはご指摘のとおりです。

もう一点こども館についてですが、こども館の運営については、乳幼児家庭に対する子育て支援という側面と、小学生以上に対する居場所作りという二つの側面があるため、施策の方向を分けて、2箇所の実績を記載しているところでございます。小学校就学前につきましては、51ページに実績等を記載させていただいております。分かりづらく申し訳ございません。

高尾会長 : よろしいでしょうか。それでは他にご意見ご質問ございませんでしょうか。それでは幸前委員お願いします。

幸前委員 : 幸前です、よろしくお願いします。じっくりと進捗状況を見せて頂いたのは初めてかと思います。気付いたことを何点か述べさせていただきます。

最初に全体的に、この目標値、事業の選択、課題の抽出というのはどのように決めているのか、なぜこの目標値にしたのか分からない、というのが何点かありました。先ほど報告をしていただいた、A評価の事業で、要保護児童対策地域協議会の24年度目標が200世帯、24年度実績が424世帯でA評価となっておりますが、既に23年度で293世帯と、平成24年度目標を超えています。24年度目標を、23年度実績が出る前に立てているというのは分かりますが、例えば25年度、26年度も同じく200世帯目標となっていて、この先ずっと100%を越しているということで、目標数値の立て方として本当にこれでいいのかという疑問を感じます。

また、細かい話ですが、課題が前年と同じ課題を挙げていて、それに対す

る対応も前年と同じものを挙げているものもいくつか見受けられます。そうすると課題は一生解決されないのではないかと思います。

同様に逆の場合で、同じ目標を立てていて、目標の半分程度しか実績が上がっていないもので、理由が担当者を増やせないから、一人でさばききれぬ相談件数に限度があるというのは資料から読み取れるのですが、実際担当者を増やす為の予算の変更もなく、また目標値は前年と同じというような例があったりします。本当にこの目標値というのが意味あるものなのか疑問に感じます。

また課題の中で、「～だったらいい」という希望が書いてあるのが見受けられましたが、できない理由というのをきちんと捉えることが課題の抽出に繋がるのではないかと思います。曖昧な目標の立て方、曖昧な評価であると、次の計画を立てる時のPDCAに繋がらない様な気がします。

事業内容の方でも、例えば62ページの子育てコーディネーターについてですが、子育て支援サービスに関する情報提供と相談を行うとともに個人に合ったサービスをマネジメントする子育てコーディネーターを設置し、利用者の家庭状況・就労状況に適したサービスメニューを提供していきますということですが、目標が8人、実績が8人で、では実際にお母さん達にちゃんとメニューを提供できたかどうかという質の評価はここから出てこないと思うのです。職員体制8人という課題や目標はどのように決めているのか不思議に思いました。

また74ページの母子手帳の部分も気になったのですが、保健センターについて、課題の抽出はとても良いと思ったのですが、2カ所の保健センター以外はハイリスクの妊婦や相談希望者に適宜対応が出来ていない、と23年度24年度同じように書いてあります。今はインターネットが発達している時代なのでテレビ電話やスカイプなど色々とあるので、そういったものを取り入れて、色々な窓口で受け付けされた方も、保健センターの職員に直接繋がる方法を取り入れてみようとか、そのような工夫はないのかと感じました。以上です。

高尾会長 : それでは、目標値の設定、課題の抽出についてどのように考えているのかということですが、事務局から具体例を挙げて説明する箇所があればお願いいたします。

事務局 : はい。まず一点目、目標値の設定についてです。要保護児童に関するところで、既に達成されてしまっている目標が今後も同じ数字になっているという点についてですが、中間年度である平成24年度に数値目標の見直しという作業をかけております。その中で、2倍以上達成してしまっているものや、半分よりも達成できていないものについてチェックをかけて、数値

目標を訂正したという経緯がございます。おそらく幸前委員のご指摘の中では、このチェックのかけ方が甘いということではないかと思います。それについては、反省点として次回に活かさせて頂きたいと思います。

それから子育てコーディネーターの目標値8人という目標設定で、質の問題が全く考慮されていないというご指摘についてですが、この計画については毎年毎年見直しという形には行きませんので、この計画はこのままにさせて頂いて、この後新しく計画を立てる時に、その点の反省を踏まえながら目標値を設定していきたいと思っています。

健康支援課：健康支援課です。課長がおられませんので代理で答えさせていただきたいと思います。ご指摘のとおり、保健センターのみが直接保健師との面接を実施しておりますが、他の窓口にはいらっしゃり、親御さんの方から疑問等を伺った際に窓口の方から直接電話をつないで頂いて、それにお答えするという形で少しずつ行わせていただいております。

高尾会長：よろしいでしょうか。目標値の立て方ということで、もう少し厳しくした方がよいのではないかと、現実には近づけて行った方がよいのではないかとということで、事務局から反省事項ということがありましたので、今後活かしていくことになると思います。他にありませんでしょうか。

吉原委員：幼稚園の預かり保育の事業について、一つお伺いしたいと思います。17ページ、就学支援課が実施しております、幼稚園を対象とした預かり保育の事業についてです。預かり保育には就労型とリフレッシュ型と2種類ありますが、就労型はこの次世代育成支援行動計画の中でどういう扱いになっているのか、実績として資料にある数字の中に含まれているのかご説明ください。

教育総務部長：教育総務部長でございます。実績の数値につきましては、リフレッシュ型と就労型の合算で入っております。

吉原委員：主旨は違うけれども合算して入っているということでよろしいでしょうか。

教育総務部長：はい、そのとおりです。

吉原委員：これは分けて抽出はできないのでしょうか。リフレッシュ型と就労型と、分けて申請しているはずなので。

教育総務部長：別々にカウントしておりますので、分けて出すことができます。

吉原委員：それでは、可能であれば、リフレッシュ型と就労型と分けて、利用人数と、園数と分けて出していただいてもよろしいでしょうか。就労型の充実が待機児童解消とも関連するという意味でとても大きなポイントになると思いますので、よろしくお願いします。

高尾会長：それでは後で数字の内訳を説明して頂きたいと思います。

他によろしいでしょうか。どうぞ、山下委員。

山下委員 : 今のお話と似ているのですが、保育園の一時預かりについても、同じくリフレッシュと就労と中身が分かれると思うのですが、数字的には合算されているようですので、具体的にリフレッシュがどれ位の割合なのか、就労がどれ位の割合なのか教えてください。実際に、リフレッシュが出来ているのかどうかということは、児童虐待の防止にも繋がると思いますし、利用率を上げるという点でもこの数字はとても大事だと思います。

高尾会長 : 10 ページの 26 番の保育園が行う一時預かり・特定保育事業で、リフレッシュ型と就労型と 2 種類入っているのですが、数字を分けることは出来ないかということですね。

こども部長 : 今のご指摘のとおり、リフレッシュというのは非常に重要な要素であると思っています。分けた資料については後ほどお示しをさせていただきます。

高尾会長 : それでは分けた数字は後で説明して頂くということでお願いします。それでは他に。佐藤委員。

佐藤委員 : 佐藤です。16 ページ 67 番の予防接種事業と、62 番の赤ちゃん講座、私も参加させて頂きました。予防接種は、私が子どもを育てていた時よりかなり増えておりまして、赤ちゃんを持つお母様方も、予防接種が多く大変だという声を聞きます。私個人的には、子宮頸がんのワクチンには副作用があるという話も聞いており、受けなくてもよい予防接種もあるのではないかと考えております。母としては、打ちましようと言われてしまうと、全て打たなくてはいけないという感覚があるので、保健センターの方で必要なもの、受けなくても大丈夫なものというのを示していただくことはできるのででしょうか。

こども部長 : この場に担当課が出席しておりませんので、正確には後日担当課としての見解を答えさせていただきますけれども、子宮頸がんワクチンとかいわゆるがんの予防健診に関しては、任意ですので、受けなくてはいけないというものではございません。特に子宮頸がんワクチンについては、色々問題があるということがはっきりいたしましたので、強制では決してありません。それから合わせて言えば、今年度から血液や胃がんなどについての定期健診等が出来るようになりましたけれども、それはあくまで任意ですので、しっかりお選びいただいて受けて頂くと、そういうことになっております。

高尾会長 : それでは他に、緑川委員。

緑川委員 : 緑川です。一保護者としての意見ですが、先ほど、預かり保育のリフレッシュ型と就労型の数を両方出すということだったのですが、実際に幼稚園に通っている方でも、リフレッシュと就労で先生の反応が違うという声もたまに聞きます。なので、実際は仕事でも、リフレッシュだと言って届け

出を出す方もいらっしゃるので、内訳の数字があっても、実態とは異なる可能性もあると思います。

高尾会長 : 生の声で、非常に重要なご指摘だと思います。多分そういうこともあるの
でしょうけれども、一応数字を出した上で、また検討したいと思います。

保育課長 : 保育課長です。平成 24 年度の一時預かり・特定保育事業の利用実績で
すが、公立保育園が 8 園、指定管理園が 1 園、私立が 20 園の計 29 園の実績で
お答えいたします。リフレッシュが 4,423 人。緊急の預かりが 3,276 人、そ
の他が 9,692 人、特定保育が 4,138 人、合計 21,529 人いうことになってお
ります。

高尾会長 : それでは、他に、幸前委員。

幸前委員 : 内訳の数字はわかりましたが、例えば、一時預かりを申し込んだけれども、
いっぱいですと断られた件数はわかりますか。

保育課長 : 保育課長です。只今のご質問の、申し込んで断られた人数までは把握でき
ておりません。申し訳ございません。

高尾会長 : はい、それでは村上委員。

村上委員 : はい、村上です。事業番号 61 の母親学級・両親学級について詳しく聞き
たいと思います。経年変化を見ると、参加率が下がって来ていて参加率が
52%となってしまうています。平成 24 年度の課題としては、保健センター
耐震工事のためその影響が出ているのではないかと書かれているのですが
22 年度、23 年度の課題に対する対応として具体的にどのようなことをして、
どういった結果が出たのかというのをご説明ください。また、翌年度の予算
がかなり減っているのですけれども、どういうことなのか。実際、最初の妊
娠時からのケアというのが一番必要な訳で、ここからもれてしまっただけ
家で乳児のケアをして行き詰ってしまうというケースは多々あるので、こ
こをしっかりと頂きたいというのと、父親も参加できるカリキュラムやコン
テンツを作っていただき、父親が子育てにもっとコミットできるような施策
が必要であると思います。

高尾会長 : はい、それでは事務局の方からお願いいたします。

健康支援課 : 健康支援課です。男性も参加できる形でとのことですが、一応、両親学級
はご夫婦で、母親学級の場合も第 2 回目の時に配偶者の方、もしくは同居さ
れている祖父母いずれかの参加が可能ということでご案内しております。母
親学級だけではなくて、ご夫婦で参加していただけますよという体制にさせ
て頂いております。

村上委員 : 23 年度の対応で、講義内容の見直し等されたという認識でよろしいでし
ょうか。

健康支援課 : 講義内容につきましては、毎年見直しをさせて頂いております、その中

で大きな変化はないかもしれないけれども、組み込むプログラムを少し変えたりですとか、両親学級については講師の方と打ち合わせをしたり内容をどういう方向に持っていくか等、具体的な検討会を年1回は開催して、次年度に向けて反省を行っております。

村上委員 : 数値目標の達成度からすると、評価がAとなっているのですが、参加率で見ると達成できていないのではないかなと思ってしまうのですけれども。

高尾会長 : では事務局の方でお願いいたします。

健康支援課 : はい、数字的な部分だけではなくて、内容に対してのアンケート調査というところでも評価をさせて頂いております。ご参加いただいた方から、内容はどうかであったのか、参加して目標は達成できたのかというようなことも回答させて頂いております。それをも含んでA評価とさせて頂いております。

村上委員 : 予算については、次年度についてかなり減ってしまっているようで、600万くらいから160万程度に減ってしまっているのはなぜでしょうか。

健康支援課 : 申し訳ございません。こちらについてはもう一度確認させていただきます。

村上委員 : はい、この事業については、施策からこぼれる妊婦の方がいないよう、そして父親ももっと積極的に参加できるような施策にさせていただくようにお願いします。

高尾会長 : はい。それでは西委員。

西委員 : 西です。新しい子ども・子育て3法については、待機児童対策と子育て支援という2つの大きな観点があると思います。次世代育成支援行動計画の中でも、家庭的保育事業、一時預かり・特定保育事業、認証保育園整備事業などの事業によっても待機児童を解消できる部分は大きいと思います。そうした中で、認証保育園整備事業がD評価という理由は聞きましたのでいいのですが、家庭保育事業、一時預かり・特定保育事業が両方とも数値目標に達していないにもかかわらずA評価となっているのはなぜでしょうか。それから来年度の課題に対する今後の市川市の考え方についてもご説明ください。

高尾会長 : それでは事務局の方で、23番の家庭保育事業、それから26番の一時預かり・特定保育事業を含めた質問ですけれども。

事務局 : 先ほど、平成24年度に一旦見直しをかけたというお話をさせて頂きました。次世代計画の冊子の42ページをご覧頂きたいと思います。

家庭保育事業につきましては、平成23年度までの実績が当初計画をしていたよりも数値が上回ったため、上方修正をしております。ということで、当初計画していた数字より利用者実績が多いということは説明させていただきます。

ではどうして24年度の中で目標55人に対し実績48人でA評価なのかという点についてですけれども、こちらは資料1の1ページをご覧いただければ

すでしょうか。もちろんこのＡＢＣＤの評価の出し方に疑問をもたれるかとは思いますが、数値目標に対する実績で 75%以上をＡ、50%から 75%をＢ、以下ＣＤという形で、22 年度分の評価の時からこのような形で評価をしてきたところでございます。

西委員 : わかりました。要するに、24 年度の見直しの段階で、一旦目標を上げたということと、それから 75%達成でＡ評価とされていること、非常に課題は多いということは思いますが、理由はよく分かりました。

もう一点同様に病児・病後児保育についても同じ計算でいけば 75%達成、しかし課題は山ほど毎年同じように書かれているのですが、こちらもＡ評価。となると、評価基準 75%がＡ評価というので良いのかということです。特に待機児童問題解消に繋がる部分でもありますので、精査されるべきではないかというような感想を持ちました。

こども部長 : はい、おっしゃるとおり家庭保育事業それから特定保育事業、これらは待機児童解消に非常に重要な役割をもっていると思っております。こういった事業の利用を増やしていきたいと思っているのですが、特に家庭保育事業に関しますと、どうしてもご自宅でお預かりになって頂くということもあり、待機児が多い地域でなかなか手を上げて頂けないという実態もあります。それからやはり欧米と違って日本の場合、他人のうちに預けるというのに抵抗があると。そういう背景と結果を聞いているところもあります。この辺をどうクリアするか、どう広げるかというのが一つ問題だと思います。それから特定保育事業、これはパートの方も非常に多くいらっしゃいます。待機児童も非常に多くの方がこういった方で占めておりますので、75%でＡという結果が出ていますけれども、どうやったらこの事業を充実させていくことが出来るかという点についてはしっかりと考えていくところでございます。

高尾会長 : 今指摘がありましたように、この会議の一つの大きな目標は待機児童をどのように解消していくかという問題です。認可保育所は土地や施設が必要であることを考えますと、保育所以外の多様な保育も取り入れていかないと解消には繋がらないというのが事実だと思います。そこで、家庭保育事業の利用がいかに延びていくかということが課題だと思います。その時に数値目標の立て方自体が 55 人ということでは、さらに、75%でＡ評価ということでは、なかなか前に進んでいかないという指摘だと思います。

今後のあり方としましていかに家庭保育を推進していくか事務局の方も十分認識されているとは思いますが、ここが非常に大きな課題になっていくのではないかと思います。

ほかには。はい、阿部委員

阿部委員： はい。阿部と申します。

14 ページの 54、71 ページとで放課後保育クラブ運営事業の進捗状況が書いてあるのですが、今年度の 4 月に新井小にプレハブができたり、八幡小に 1 ヶ所出来たり、また南行徳小の C クラスということで、数は増えております。今度 27 年度から子ども・子育て 3 法をすすめて、今までは 10 歳までと学年の年数が定められていたのですが、それが撤廃されていきます。今後学校の敷地内に設置するのなかなか難しいような感じがいたします。また余裕教室も、子どもの数が減っているとはいえ、35 人学級といった問題も出てきていますので、なかなか出来ないのではないのでしょうか。今は待機児童なく運営できておりますが、市では今後どのような方向性で考えていらっしゃるのかをお聞かせください。

高尾会長： では、事務局の方で。

青少年育成課長： 青少年育成課長でございます。今の阿部委員からのご質問ですが、実際言われたとおりでございまして、市として主に使っておりますのは学校施設でございます。世間で言われておりますほど、なかなか空き教室というのはなく、また保育クラブという性質上一階に近い所で部屋を確保したいという思いもございまして、なかなか空き教室をお借りできないという状況になりつつあります。それと合わせて今日もテレビのニュースでやっていましたけれども 35 人学級というのが取り上げられておりますので、そうなりますと児童数が減ってもなかなか空き教室がないということと、合わせて一部学校の敷地をお借りしてプレハブを建てさせて頂いておりますが、子どもの数が多いところは希望も多い訳でして、校庭を潰してしまうことは校庭を狭くしてしまうことになりますし、また、校庭の真ん中に立てる訳には当然行きませんので、限られたスペースの中で建設をしていくということになります。

お答えになっているか分かりませんが、今後小学校 6 年生まで対象を広げていくということで、私どもとしましては、どう考えても 6 年生を中心にというよりは 1、2、3 年生といった低学年を中心に優先順位といいますか、そのような形で進めさせていただこうと思います。その中で地域によりましては余裕のある地域もございまして、そういった地域につきましては 4 年生以上のお子さん也希望があれば受け入れをしていくという方向で考えております。

これと合わせまして、アンケート調査等も進めて今後どのようなご希望があるかというのも含めて調査をしていきたいと思っております。なかなか現状としては、正直厳しいというのが今できるお答えでございます。よろしく願いいたします。

高尾会長： 他にございませんか。はい、荻野委員

荻野委員 : 荻野です。今青少年育成課長からお話があったのですが、子ども達が遊ぶ場所が全くなく、放課後公園で遊んでいても近隣の方からうるさいと注意され公園を追い出されてしまう、ボールを使いたいのに小さい子がいるから使えない、といったことがあります。聞いたお話で、何も資料も無く申し訳ないのですが、横浜市では、放課後に学校の校庭を解放されているようで、そのように市川市もならないのかと思います。

青少年育成課長 : 青少年育成課長です。直接私どもの担当ではございませんが、一部学校開放等で例えばサッカーをやられている方とかミニバスケットとか部活動をやられている方は学校施設を使っている方が多いと思いますが、保護者の方、運営を見て頂いている大人の方が一緒にいる状況での利用だと思います。また、他の個人の方、チームに属していない個人の方が一般で校庭を使えたらどうだということだと思いますけれども、それを学校の先生にお任せするという訳にはいきませんので、そうしますとどなたか、危険なく安全に使っていただくために見て頂くということをしなければいけないと思います。今一朝一夕には言えませんが、そういった保護者の方、また地域の方で見ていただけるということであれば、可能なかなと個人的には思います。なかなか、責任という面も含め難しい問題であると思います。

高尾会長 : よろしいですか。

荻野委員 : はい。子どもの居場所作り事業のビーイング、小学校の空き教室などを活用して活用となっているのですが、こういうものにも地域の方々に協力していただいて校庭を見て頂き、保護者にも参加していただくという、そういった形でも解放されればと思っております。

青少年育成課長 : 青少年育成課長です。私どもの方で放課後保育クラブとビーイングの事業を担当させて頂いております。保育クラブの質問でも答えさせていただいたのですが、なかなか学校の空き教室が確保できないということが両方に関わってきます。ビーイングにつきましても、橋本委員にも入っていただいております。地域の方々に見て頂いて進めている事業でございますが、例えば三階にこの部屋があって、校庭で遊ぶということが私達スタッフの方もなかなか出来ない状況にあります。どうしても1階で大人の目の届くところで子どもに遊んでいただくということになりますので、同じ課でやっている事業で教室を取り合う訳にもいきませんで、大きく広げていきたい事業ではあるのですが、確保が難しいというのがネックになっております。出来る限りの方法で考えていきたいと思っております。以上でございます。

高尾会長 : それでは、次の議題もございまして。

就学支援課長 : 申し訳ございません、就学支援課でございます。先ほど吉原委員の方からご質問いただきました件についてお答えが遅くなりまして大変申し訳ござ

いません。17 ページの 78 番の預かり保育事業の幼稚園でございますが、①の 780 人の定員に関しましては、目安といたしまして 1 園 30 人で③にありますように 26 園で実施をお願いしております。②の 4,030 人というひと月辺りの延べ人数の内訳でございますが、リフレッシュ型が 1 ヶ月あたり 2,520 人、就労支援型が 1 ヶ月あたり 1,510 人、合計で 4,030 人という延べ人数でございます。③の 26 か所というのは 26 園で実施していただいております。以上でございます。

高尾会長 : よろしいでしょうか。それでは、「次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について」を終わりにして、次に進みたいと思います。次第の 2、「子ども・子育て支援環境に関する現状報告」ということで、事務局よろしく願いいたします。

子育て支援課長 : それでは、事務局から「子ども・子育て支援環境に関する現状報告」について説明させていただきます。

（資料 2「子ども・子育て支援環境に関する現状報告」に基づき説明）

高尾会長 : 只今事務局より「子ども・子育て支援環境に関する現状報告」についての説明がありましたけれども、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。はい、幸前委員。

幸前委員 : 幸前です。資料 2 の 3 ページ、地域子ども・子育て支援事業 13 事業の 1 番目の利用者支援について意見を言わせて頂きたいと思います。色々な団体の地域子ども・子育て支援事業の勉強会など出させて頂き、国のコメントも聞く中で、利用者支援というのは『利用者の家庭状況、就労状況等ヒアリングしながら個人に合った的確な情報・アドバイスを提供』だけでなく、地域資源の開発や地域の新しい支援策を作り出すとか、そういったことも含まれると理解しています。今回行徳のほうに子育て総合案内が置かれましたが、そういった内容になると、役所の職員の方がこの役割を担うのはなかなか難しいと思います。ここにこのように書いてしまうと、利用者支援は既に実施していると見られてしまうのではないかという危険性を感じたのでコメントさせていただきます。

高尾会長 : はい、事務局の方で意見がありましたら。

こども部長 : ありがとうございます。今、職員自ら地域を回っていろいろな情報を集めているところですが、幸前委員が言われるようにまだ十分なものではないと思いますので、今いただいたご意見も踏まえてしっかりしたものを作りたいと思います。今行徳の方でやっていますけれども、来年度からはこちらの地域でもそういった形で新たにコンシェルジュの機能をもったものを作る

っていきたいと思っております。今行徳のメンバーと子育て支援のメンバーで検討しているところですので、おっしゃって頂いたことも踏まえて検討していきたいと思っております。以上でございます。

幸前委員 : 具体的に説明させていただきますと、浦安市、松戸市など、市川市の周りの市町村ではみんな利用者支援は民間に全て委託をしています。なぜかという、その地域の資源の開発というのはやはり民間、地元の人でないと出来ないからだと思っております。市川市の場合は職員でという説明ですが、この部分は民間に持って行って頂きたいと思っております。

高尾会長 : 行政の方は意見として受け止めて検討していただきたいと思っております。他にはございませんでしょうか。

川副委員 : はい。今のこの13事業の書き方について伺いたいのですが、24年度の決算額プラス人件費なのか、決算額の中に人件費が含まれているのかどうかお聞きしたいのですけれども。

高尾会長 : はい、事務局の方でお願いいたします。

事務局 : はい。24年度決算額プラス人件費です。決算額の中に人件費は含まれていないということです。

高尾会長 : それでは他によろしいでしょうか。はい、山下委員。

山下委員 : 資料を見た感想を述べたいと思うのですけれども、資料2の2ページの幼稚園と保育園の数を見て率直に思ったことは、やはり今、数としては保育園の方が多く、幼稚園よりも保育園の方が多く、幼稚園でいえば公立よりも私立の方が圧倒的に多いという特徴があるということをこの資料からつかめました。市川市の地域にあった子育て支援環境を検討していく上で、こういった特徴を捉えておくことは重要であると感じました。

高尾会長 : はい、吉原委員。

吉原委員 : 行政の方でお作りになりました保育計画の中で、幼稚園の位置づけが全くないというのが現状でございます。それは所管の問題ですとか色々あると思いますが、今、山下委員の方からお話がありましたように、私立幼稚園は結構な数がございまして、各地域に点在しておりますから、この幼稚園を有効に活用し、就労支援の預かり保育・リフレッシュの預かり保育で長時間・長期休業中も含めて待機児解消の施策をどのようにしていくか、そして新制度にともなう新しい施設に、幼稚園がどう協力できるのかというのが、市川市の待機児童解消に向けての27年度以降の計画の中では大きなポイントになるのではないかと考えております。26年度までの既に出来上がっているものに関しては何も言うことはありませんが27年度以降に関しましては我々も会議を通じて市川市の施策の中で幼稚園の位置づけもしっかりとした形でつくって行きたいと、代表としては思っております。以上でございます。

す。

高尾会長 : はい、それでは他にございませんか。はい、徳安委員

徳安委員 : 徳安です。資料2の3ページの1回あたりの経費を見ますと、地域子育て支援センター・親子つどいの広場の経費が桁違いに小さいものになっているので、ここを有効に活かして頂きたいと思いました。例えば子育てコーディネーターで、資料1の45番の対応に、すこやかひろばや訪問を通じてニーズを拾うとありましたけれども、利用者の年齢層や利用者数を見ますと親子つどいのひろばの利用者数の方が圧倒的な数だと思いますので、地域子育て支援拠点でも協力できることがあるのだらうと思います。

それから4番に、乳児家庭全戸訪問事業がありますけれども、この全戸訪問、その後に続く保健推進員の訪問、4ヶ月赤ちゃん講座、5ヶ月ウェルカムベビー等、月齢ごとに支援の流れがありますので、その中に地域子育て支援拠点の紹介を必ず入れていただいて、地域に出てくることがなかなか出来ない方にも何度も何度も働きかけをしていって頂くような、繋がりを持った支援をお願いしたいと思います。経費の低い事業でやることでさらに効果が上げられるのではないかと思います。

その他に、また資料1の方に戻ってしまいますけれども、発達相談ですとか、青空キッズですとか施設や家庭以外でそのようなお子さんが過ごす時間に広場に来られたり、保健センターに来られたりすることがありますので。地域子育て支援拠点事業のスタッフと発達支援センターとのつながり、あるいはスタッフへの保育園と同様の研修事業についても、19番の発達障害児教育、18番の教員・保育士等のための実技研修講座に実際は定員より空きが合ったという記述がありましたので、その研修の対象を地域子育て支援拠点のスタッフの方にも広げて頂くとよいと思いました。

もう一点、私はファミサポの方でも活動しておりまして、本日一時預かりのお話がたくさんありましたけれども、一時預かりの時間の前後にファミリーサポートの送迎を利用されている方は大変多いです。24時間保育の需要が見えないというお話もありましたけれども、例えば、やむを得ずファミリーサポートで22時以降の預かりをお願いされている方や、病院に併設された夜間保育園から保育園や学校などへの送迎もファミサポで対応しています。そういったように分担した支援を利用することで効果が更に深まるのではないかと思います。

高尾会長 : 只今、地域子育て支援拠点事業、それからファミリーサポートについて意見がありましたけれども、事務局の方では、何か意見はありますか。

子育て支援課長 : つどいの広場や、地域子育て支援センターに関しましては、そちらに来て頂いているお母さん方からは、子育てについてここに来ることで気持ちや和

らぐということで非常に好評を得ております。かなりの方が利用しているという事実もありますので、今後もこの事業については力を入れて行きたいと思っております。それから保健センターや発達支援センター等他との連携を密にしていっての方がよいのではないかとといった徳安委員からのアドバイスがございましたが、こちらの方も適宜やって行きたいと思っております。

発達支援課長： 発達支援課長です。先ほどの研修の件なのですが、お話を頂きまして更に研修の範囲を広げてやっていきたいと思えます。

幸前委員： 本当に、こちら細かい数字を出して頂いて大変だったと思います。ありがとうございます。さきほど徳安委員も言われたのですけれども、やはり地域子育て支援拠点事業ですとかファミリー・サポート・センター事業のように委託に出すことで、かなり単価を低くすることができ、お母さん、お父さん達が助かっているのではないかと思います。ぜひこれから計画を立てていく中で、委託ということにも重きを置いていただきたいと思います。

吉原委員： 吉原です。今の子育て支援の委託という話に付随するのですけれども、実は、多くの私立の幼稚園が子育て支援をしております。今は全く役所の方の補助対象になっておらず、自前でやっておりますのが現状でございます。私の園でも9月13日には0、1、2歳のお母さんの支援ということで、離乳食を子ども達に提供して、幼稚園で作っている給食をお母さん達は食べる、というような事業をやります。委託を受けてはおりませんが、現状で沢山の私立の幼稚園が子育て支援ということで居場所作りを行っているというのが事実でございます。しかし今まで全くそういったところにスポットが当たっていない、13事業の中にも入っていないというのが現状でございます。今は会費を千円払ってでも来ているという状況ですから、市の補助があれば大変変わってきますし、事業を展開していく上でもぜひその辺りにも視点を当てて計画を立てて頂けると、より充実した市川市の子育て環境になるのではないかと思います。ぜひ頭の片隅に残しておいて頂きたいです。よろしくお願いいたします。

高尾会長： 他によろしいでしょうか。はい、どうぞ。

徳安委員： それともう一点、こちらにはございませんけれども、5ヶ月ウェルカムベビーなどの事業では地域のボランティアの方が何人も参加されているというのを先日見学して知る事が出来ました。地域の民生児童委員の方や、あるいは市川市主催の子育て支援ボランティア養成講習会を受けられた方が入られております。お母様方とのフリータイムの時間には、地域の情報をお話することができたり、親子つどいの広場のボランティアや、ファミリーサポートの協力会員の方等、実際地域の方とも触れ合える場にもなっておりますので、それをもう少し広く公開して募集すると地域の人材を活か

した支援になっていくと思います。以上です。

高尾会長 : はい、では意見として事務局は受け止めておいてください。

市川の子ども・子育て支援環境の現状ということで前にも言いましたように、子どもの数が確実に減少してきています。この間はデータが無く申し上げましたけれども、今日データを持って参りました。

市川と松戸と八千代の比較で 2005 年から 2010 年にかけて、国勢調査ですね、5 年間の比較をしてみました。そうしますと、市川市の 5 歳から 9 歳の数が 3,910 人減少しています。さらに、25 歳から 44 歳までのいわゆる子育て世代が、確実にどの世代も減少しているという、大変な状況であると思います。それにも関わらず一方では待機児童が 300、カウントの仕方によってはそれ以上います。千葉県の中では 1 番待機児童が多い、全国の中でもかなりの高い数字になっているという不名誉な状況にあるということ踏まえて、次の議論に進めていきたいと思います。

それでは次の、次第の 3 にうつっていききたいと思います。次第の 3 ですが、それでも、「市川市子ども・子育て支援事業計画 計画の体系(案)」について説明をお願いします。

こちらに関しましては、まず、計画の体系を設定する目的や今回提示されている素案作成にあたっての基本的な考え方について事務局から説明を受けまして、次に、前回の会議で提出依頼のあった意見調査票を出された委員からそれぞれ提出意見について説明をしていただきます。その後、再度事務局から計画の体系(案)について、どのように委員の意見を反映したかなど、具体的な内容を事務局の方から説明し、全員で意見交換・質疑応答という流れにしたいと思います。ではまず基本的な考え方について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : それでは次第 3、「子ども・子育て支援事業計画、計画の体系(案)」について説明いたします。

(資料「子ども・子育て支援事業計画 計画の体系(案)」の基本的な考え方部分について説明)

高尾会長 : 只今事務局より計画の体系の設定目的と素案作成にあたっての基本的な考え方について説明がありました。それでは次に、意見調査票の提出をされた川副副会長と幸前委員から説明をお願いしたいと思います。幸前委員から、いいでしょうか。それぞれの意見に付されている番号をおっしゃってから説明をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

幸前委員 : 幸前です。まず 1 番で全般的な意見です。後期計画の前の前期計画も見比べたのですが、前期計画の方は項目数が多く、後期計画はまとまりすぎて

いると思いました。

次に5番の意見ですが、まとまりすぎている例の一つとして、『すべての子ども』というのと『配慮を要する子ども』で、『子どもの最善の利益の実現』というところと『配慮を要する子ども・子育て家庭の支援』というのが一緒になってしまっているのではないか、というところを感じました。

6～13番については、ほぼ書いてある通りなのですが、一つだけ気になったのが、13番です。施策の方向性ということで、後期計画の時は子ども・子育て支援法が出る前だったので『幼稚園教育の充実』という言葉が使われていたのですが、今回認定こども園もあるということで、『乳幼児期の教育の充実』と提案しましたが、事務局案が『幼児期の』になっていたので、これはミスプリなのか、意図的に『乳』を外したのか、事務局に伺いたいと思いました。以上です。

高尾会長 : はい。では川副委員。

川副副会長 : はい、私が出した意見は、2～4と、14と15です。全般的なことですが、まず2番は、今回の計画は、国が出した子ども・子育て支援法に基づいて計画を立てるということなので、次世代計画とは少し違うと思います。国の基本指針が非常に良くできていますので、これをベースに市川市の計画を組み立てていく必要があると思いました。

それから、3番ですが、『公・民の幼児教育・保育・子育て支援の推進・拡充によって地域活性化・共助が促進されるような内容とする』というのは、先ほど徳安委員からも意見がありましたが、重要な指摘だと思います。ファミリー・サポート・センター、子育て支援のアンティ・マミー、それからうちでは高齢者の方もやっていますが、市民の支えというのは非常に大きな財産であると思っています。その地域の活性化を促すのは、中高年、青少年と、子ども・子育て家庭が繋がり、お互いが支えあうことです。そのことによって、子どもにとってはもう一つの家族が生まれるし、親にとっても感謝の気持ちが生まれるなど、喜びと感謝が生まれるシステムが市川の中にはあります。そこを重点的に様々な形でやっていく必要があるのではないかと。乳幼児期だけではなく、学童期においても、先ほど意見が出ておりましたが、放課後の学習支援、放課後に子ども達が過ごせるスペースとそれを支える地域の人達、それを制度としてきちっと位置づけて、共助が促進されるという形を願いたいと思います。

それから幼児教育と保育・子育て支援は、公・民が一体となってやっていくということが大事な視点だと思います。また先ほど特定保育や一時保育、一時預かりのことについても意見がありましたが、実はこうした事業が充実すると待機児童の問題はかなり改善されてくる可能性があります。一時

預かり・特定保育については社会福祉法人だけに限定されていますので、それを学校法人やNPO法人にも拡大して欲しいと思います。小規模保育所等の推進についても、地元で核として活動していच्छるNPO法人を活用されるというのは非常に大事だと思います。

次に基本理念の部分ですが、4番、『子どもと子育て家庭の健康が支えられている街』を基本理念とする、これは後期計画の基本目標の3で目標の一つに上がっていた訳ですが、市川の場合は国際的に健康都市宣言をしていることから、重要な視点であると思います。私達の社会の土台を築いていく子ども達と、その親が健康であるということは非常に大事であり、また、そこが安定しますと、幼児教育も学校教育も非常にスムーズに行きます。それから家庭の中のDVの問題とか虐待の問題など、様々な社会的な負の問題、負の連鎖を食い止めることについても、やはり健康というのはとても大事な問題で、妊娠中の時期から大事だと思います。世界の精神衛生保健学会では将来の犯罪や反社会的な行為や自殺、さらに虐待・DV、そういう問題を、妊娠中のほんのちょっとのケアがかなり食い止めているということを報告しています。そういった世界的な流れから見ても、重要視し、基本理念に上げてもいいのではないかと、全ての事業が全てここにかかっているという風に思います。保健センターがやっている医療的な視点での健康だけではありません。子育てに関する温かい人たちの支援があって初めてここに住んでよかったと思える街づくりになっていく、まさに子どもが大事にされていくことは市民が大事にされていくことに繋がります。検討していただきたいと思います。

それから14番の『市民の力を信じ、市民の自己実現を目指す街』を基本目標にいかして欲しいという部分はさきほども申し上げましたので、省略したいと思います。

それから15番で、先ほど幸前委員からも出ましたが、教育も保育も幼児期だけではなく、乳児の段階から始まるというのは世界的な視点です。乳幼児期の教育と保育というのはとても大事で、ここに公的な支援をしていくというのが、将来の子どもにとっても、将来に対する社会にとっても重要です。まさに、少子高齢化を食い止めるには、この乳幼児期の教育と保育の充実が欠かせないという風に思って、基本目標の一つに上げたらいいのではないかと提案いたしました。

高尾会長 : それでは幸前委員、川副委員から意見をいただきました。それでは、今頂きました2人の委員の意見を整理した上で計画の体系(案)の具体的な修正内容を再度事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局 : それでは具体的な修正内容を説明いたします。

(資料 3「子ども・子育て支援事業計画 計画の体系(案)」の 3 ページに基づいて説明)

高尾会長 : 只今、事務局より子ども・子育て支援事業計画 計画の体系(案)の具体的な修正内容について説明がありましたけれども、ご意見・ご質問等あればお願いいたします。

幸前委員 : まず、基本目標 4『子どもの視点に立ち子どもの最善の利益を支える仕組みの充実』は 1 番はじめにもってくるべきだと思います。待機児童解消の問題が大きく、幼児期の学校教育・保育の充実という基本目標が上にきているのだと思いますが、基本方針の並び方にあわせた基本目標の並び方のほうがわかりやすいという点から、他の委員の同意をいただけるのであれば、『子どもの最善の利益を支える仕組みの充実』というのを 1 番にもってくるのが望ましいと思います。

2 点目は、基本目標『幼児期の学校教育・保育の充実』についてで、国の資料が『幼児期の』という表現になっているという事務局の説明でしたが、例えば審議の中で『乳幼児』のほうがいと委員の意見がまとまったら、『乳幼児期』という言葉に変更が可能なのでしょうか。

3 点目は、施策の方向 6『経済支援の充実』について、行政が主導で行っていることであり、基本目標『地域における子育て支援の充実』に入れるのが適切かという点です。基本目標『配慮を要する子ども・子育て家庭への支援』に入れるほうが適切なのではないかと思います。

高尾会長 : それでは今、幸前委員から質問のありました 3 点について、事務局のほうから考えがあればお願いいたします。

事務局 : はい。基本目標・施策の方向の並び順については、計画書の構成順としていただいているので、審議の中で、まず初めは「子どもの視点」が適切という意見が強いのであれば、計画書の記載順を変更するのは難しいと思いますが、計画の体系としての並び順の変更は可能であると考えています。

それから『乳幼児期』という言葉についてですが、『保育』という言葉の中に『教育』という意味を含んでいるのかどうか、という解釈の違いで変わってくると思います。

高尾会長 : ご意見はございますか。はい、川副委員。

川副副会長 : 『保育』の中には『養護』と『教育』が入っているというのが歴史的に言われ続けてきたことなので、『学校教育』と言ってしまうと、確かに『幼児期』になってしまうと思います。ですから、これは基本目標ですので、施策の方向の中で、『幼児期の学校教育・保育の充実』『乳児期の充実』というように分けてもいいかもしれません。先ほど『健康』が重要だと申し上げましたが、妊娠中・乳児の段階からのケアが非常に重要であること

を考えますと、教育は乳児の時から始まっていると思います。

高尾会長： それでは 3 点目の意見に対する事務局の説明を受けた後に再度審議いたしましょう。事務局は 3 点目について、説明をお願いします。

事務局： 施策の方向 6 番『経済支援の充実』が、新しい基本目標の 2 の中に入れるのが適切か、というご意見ですが、この『経済支援の充実』の中に入っている具体的な事業で、一番代表的なものが児童手当や子ども医療費助成です。次世代計画策定の際に基本目標『地域における子育て支援』に入っていたというのは、そういった経済支援も子育て家庭を支援するための事業であるという考えからでございます。また、どうしても他の基本目標の中には入れがたいというところがあります。たとえばご提案のあった基本目標『配慮を要する子ども・子育て家庭の支援』は、虐待防止やひとり親家庭・発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援という内容であることからすると、性質が違うのかなという気がしております。しかし経済支援だけ独立して基本目標に設けるとするのは力のバランスとして適切ではありませんので、事務局としては、やはり基本目標『地域における子育て支援の充実』の中に含めざるをえないと考えております。

高尾会長： 基本目標・施策の方向の順番についてはいかがでしょうか。基本目標 4『子どもの視点に立ち子どもの最善の利益を支える仕組みの充実』を上にもってくるという考えについてはいかがでしょうか。

吉原委員： 私はこの基本目標を 1 番はじめにすることに関して異論は全く無いですし、できればそういう方向のほうがいいと思います。

高尾会長： はい、西委員。

西委員： 私も同意見でして、子どもが主体ということを前面に出したほうがよく、子どもの最善の利益に関する基本目標を上にもってきていいのではないかと考えています。

もう 1 点、先ほどの『保育』と『学校教育』の問題なのですが、保育はゼロ歳児から乳幼児から、ということをきちんと出したほうがいいと思います。『乳幼児保育と幼児期の学校教育の一体的提供』と妥協させていくのも方法ですが、「乳」という言葉は必要だと思います。

高尾会長： はい。まず項目立てについて、基本目標 4 を上にもっていくということに関して、異論はありませんか。そういう方向で検討したいと思います。事務局はよろしくお願いします。

それからもう 1 点、『幼児期』となっている用語に『乳』を付け加えるか加えないかということなのですが、

吉原委員： 学校教育という言葉にするのであれば、『乳幼児期の学校教育』とはならないので、ここを事務局はどう考えているのかというのが大きなポイント

トだと思います。幼児期の学校教育と保育の充実を分けて図るのかという視点もあると思います。

教育総務部長： 教育委員会としますと、乳児に対する学校教育といいますが、どうしても言葉として違和感がございます。「学校」を削除して「教育」という単語であればいいのではないかと思います。

村上委員： 家庭教育という言葉を入れたらいいのではないのでしょうか。学校と言ってしまうと学校だけが教育の場であると捉えられるのですが、文科省も家庭教育支援をしておりますし、家庭でも乳児・幼児期からの教育という視点をいれたらいいのではないのでしょうか。

吉原委員： 家庭教育だとちょっとニュアンスが違ってくるのではないのでしょうか。

村上委員： 家庭教育支援というセクションがすでに文科省にありますので、家庭でもきちんと教育できるようにする支援というのは子育て支援になると思います。この部分でなくともどこかに書いてもいいのではないのでしょうか。

高尾会長： 事務局はどのように考えますか。

こども部長： 色々なご意見がありますので、この場ではなく持ち帰らせていただいて十分検討したいと思います。

高尾会長： それではこの部分は次回までの検討課題ということにさせていただきたいと思います。

西委員： 乳児と学校教育というのは無理だと思うので、何か文言を考えて入れていただけたらいいかと思います。

山下委員： 山下です。今 4 番の項目を 1 番上にというお話だったんですが、そうすると基本方針の 4 点に合わせて基本目標の順番を全部再検討する必要があると思います。

高尾会長： はい、4 番を上にもってくる場合には他にも入れ替えが必要かと思うので、その方向で検討したいと思います。

村上委員： 意見をよろしいですか。

高尾会長： はい。

村上委員： 新しい基本目標の 6『仕事と子育ての両立支援』について、次世代育成支援行動計画時にあった、男女共同参画課が行っている部分が今回削除されることになっております。また現計画の中での『仕事と子育ての両立支援』の事業内容についても、多くは市内に事業所のある企業向けのものとなっています。市川市の特徴を考えた時に、市内在勤よりも市外勤務のほうが多いと思うのですが、そこへのケアが足りないと思います。そういった方々にワークライフバランスを推進するような事業が必要だと思います。

それから今回、施策の方向『家庭・職場等における男女平等・男女共同参画の推進』が削除となりました。ファザーリングジャパンとしての男女共

同参画課等々と市川市や県でも活動しているのですけれども、父親が育児に参画するのを推進する育メンブームが来て、その直後は父親の育児支援の講座等々を実施しましたが、一過性のあるブームで終わってしまって、今かなり減ってきています。男女共同参画の部署自体の予算が削減されてきていて、市川市では父親の育児支援、特に大きなものはやっていません。これを男女共同参画の基本計画があるからといって削除してしまうと、父親の子育て支援というものが市のなかで抜けてしまいます。この施策の方向は残すか、男女共同参画基本計画とは別に一つの事業として作った方がいいと思います。

高尾会長： 今の意見に対して、事務局のほうからありますか。

こども部次長： はい。6の基本目標にぶらさがる施策の方向の中に父親の子育て支援に関するものを入れたほうが良いというご意見だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

高尾会長： それでは他にありませんか。それでは次第の4「その他」に移りたいと思います。まずは、委員提出資料について、川副委員に説明をお願いしたいと思います。時間が押していますので、できるだけ要約してご説明ください。

川副副会長： この意見書は、市川市民間児童福祉施設協議会、民児協として提出いたします。民児協は、社会福祉法人・学校法人が設置する37施設、保育所が33、母子生活支援施設3、家庭児童センター1ですが、こういった施設が加盟する団体です。各施設においては、乳幼児の保育を通じて、子育て家庭の基盤を形成していくことにサポートしてきました。さらに地域の子育て家庭を支援する地域子育て支援センター11カ所、いちかわファミリー・サポート・センター2カ所のほか、一時預かり・家庭保育・病後児保育などを通じて、子育て家庭が抱える課題を支援してきました。市川市の子育て中の親子が安心して暮らせる街に進化していけるよう、市川市の児童福祉の課題解決に向けて貢献していく所存であります。

基本的な目標を5つ提唱したいと思っています。1つは待機児童の解消と保育の質の向上です。待機児童の解消は、子育て家庭の基盤の維持、女性の社会進出、就労の継続の保障などの他、社会的支援の必要性の高い子どもや子育て家庭を支える上で、重要だと考えます。その場合、子ども・子育て支援法の目的である「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」と「子どもの視点」に立った子どもの生存と発達が保障され、良質かつ適切な内容及び水準が保障される「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す新制度の基本を尊重する計画づくりを提唱します。

2 番目に乳幼児時期の“公助”の価値を高めるということで、乳幼児時期の子どもの育成は、将来の社会の希望であり、社会に貢献する土台の大切な時期です。同時に親が真の親になる成長の機会であり、社会を支える一員となる重要な時期です。子どもの育ちと子育て中の家庭の安定を図るための公助は、将来の社会負担増を抑える予防的措置を持ち、将来の社会的な価値を生み出す計画づくりを提唱します。

3 番目に、地域の支え合いの“共助”の育成ということ。公助、共助、自助といいますが、このことは、すべての子育て家庭が、地域の方々に支えられて、その経験が支える人になる循環型の支え合いが生まれる共助の計画づくりを提唱します。少しこの表現が計画の中で弱いなと思っています。

子どもと子育てに優しい街は、“自助”を育むという、4 番目ですが、乳幼児時期は人として社会人として力を獲得していく重要な時期です。その生きる力は、周りの大人に愛され、子ども同士の中で育まれていきます。周りの人との信頼関係、自尊感情、コミュニケーション力、自らを試す行動、心が動く科学の芽は、まさに乳幼児時期の体験が、その子の人としての“自助”の基礎が形成されていきます。乳幼児時期の重要性や特性を踏まえ、親との関わり、地域や自然との関わり、質の高い教育・保育など、安定的な環境の提供を通じて、子どもの健やかな発達は保障され、自助の能力が育まれる計画づくりを提唱します。

最後に、育児と職業との両立が図れる産業界の雇用環境の意識改革と評価を図ってほしいと思います。少子高齢化社会を支える子育て家庭の貢献は、企業の社会的貢献として評価される仕組みの構築を提唱します。ぜひこの少子化・高齢化を支えるということが、企業にとって評価される仕組みを、今でももちろん、国も市も作っていらっしゃると思いますが、さらに広げていって、企業が変わるということが大事だと思います。以上です。

高尾会長 : 只今、川副委員から資料の説明がありました。何かご意見・ご質問がありましたらお願いしたいと思います。はい、ではお願いいたします。

佐藤委員 : 佐藤です。少し戻ってしまい申し訳ありませんが、川副副会長がおっしゃる、子どもたちのよりよい成長のために、健康づくりが一番大事ではないかと思っています。食育の充実ということで、学校給食における様々な努力、子ども向けにキッズクッキング等、色々取り組んでいる感じはありますが、やはり親が意識を持って食材選びから考えて、家族の健康を、そして健康の上で健やかな子ども達の成長を、考えていくことが一番大事だと感じます。感想みたいなことですが。

高尾会長 : それでは他にありませんか。よろしいですか。

村上委員 : はい、川副委員から出ていた、4 番の子どもと子育て家庭にやさしい街と

いうキーワードが出ていましたが、子どもにやさしい街ってユニセフで定義されているのがありますよね。そこを組み込み、このキーワードを出すことによって、このユニセフに準じた街を目指すというようなことはいかがでしょうか。

川副副会長：非常に大事な視点だと思います。ユニセフというのは4つの大きな柱があります。その中でも、子どもの命と健康を守るプログラムということに力をいれるというのは、非常に大事な点です。ここを避けては、すべてのことは成り立ちません。そのことが、私が今回提案したまさにユニセフの考え方です。ですから国際的な視点になっている部分が狭くなってしまうのは非常にふがいないと思います。参考までに申し上げますと、子どもにとって一番よいことを提供するというのが、ユニセフの基本理念。ですから最善の利益がこのエンゼルプランの時からちゃんと市川市は掲げていますので、この最善の利益を外してはいけないという風に思います。

それからからもう一つ、差別がないことというのが入っていません。日本の場合にはそれがあまり問題になっていませんが、実はいじめの問題もそれぞれがそれぞれであっていいのだというお互いを尊重する気持ちと関係しています。イチローが、どんなヒットでも僕らしいと言ったのを今日新聞で読みまして、感動しました。みんな違っていいし、努力の仕方もそれぞれ、自分らしくいればいいのだということは、教育の部分にぜひ入ってほしいなと思います。差別の無いこと、住んでいる地域とか性別とか年齢によって差別されないということというのは、もしかしたら子どもの最善の利益に繋がるかもしれないことで、大事だと思っています。

あともう一つ大事なことがあります。子どもの意見とか考えを聞く、色々な場面で参加できるということが、ここでは外れていますが、おそらくこの柱から中身で作っていけるかなと思っています。けれど本当はすごく大事なところ。権利条約のこの意見表明権というのは、実は子どもは赤ちゃんのときからその能力を持っているとされています。赤ちゃんは能力が無いとみられがちですが、実はもう赤ちゃんの時から自己主張しています。その言葉を聞く力を大人はもっているべきだと思っています。以上です。

高尾会長：ほかにありませんか。よろしいですか。川副委員のほうから資料が出されましたので、今後の審議の参考にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。それでは次第の4の2、「第3回市川市子ども・子育て会議の事項に関わる事前説明」です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局：事務局より説明をいたします。次回の審議事項に関わることで、

概要のみを説明させていただきます。

(資料 4「教育・保育提供区域について」、資料 5「市民ニーズ調査について」に基づき説明。)

- 高尾会長 : それでは只今、市民ニーズ調査、第 3 回の会議に関わる審議事項に関わる事前説明ですけれども、何かご意見がございましたらお願いいたします。はい、では幸前委員から。
- 幸前委員 : このニーズ調査案ですけれども、コピーをして例えば私がやっている広場、サークルのお母さんたちに見てもらってどう思うか聞いてもいいものでしょうか。
- 事務局 : この資料は公開資料であり、この後ホームページでも公開するつもりです。ので、それはかまいません。
- 高尾会長 : はい、他によろしいですか。
- 西委員 : 今回、ニーズ調査ということですが、27 年度までの間にはもう入らないと考えると、この項目を見ていいのでしょうか。
- 事務局 : 中間年度でこの調査は入らない前提で作っております。
- 西委員 : 今回は見込み量が中心の調査になっていますが、基本理念を全部作り上げた上での全体の計画に対する調査は、この調査以外に実施する予定はないのでしょうか。
- 事務局 : 計画の案ができた段階でパブリックコメントはする予定ですが、それ以外の調査というのは現時点ではこれ以外には予定はしておりません。
- 西委員 : はいわかりました。
- 高尾会長 : よろしいですか。国から示された調査票も膨大なものなので、できるだけ簡素化して、ちゃんとしたニーズがとれるような質問項目にしたいと思います。
- 吉原委員 : 吉原です。アンケート別紙で、「定期的な教育・保育の各事業内容について」という資料が一番後ろに入っていますが、この扱い・意味合いがわかりません。最初のほうの認定こども園などの事業内容を紹介する部分はわかるのですが、その後の利用者負担の概要という部分の意味合いがわかりません。
- 事務局 : 国が調査票のひな形を作成する中では、前回の次世代計画のアンケート調査の反省点が踏まえられている訳ではありますが、例えば認可保育園の保育料の水準がわからない中では認可保育園のニーズが高くてすぎるなど、利用希望が正確に把握できないという反省点があったそうです。そうした点から国の調査票のひな形の中でも、利用者負担額について示すと

いう表現が出てきています。ただ一方で、調査票の中にこういった項目をこまごまと入れてしまうと、また答えづらくなってしまいますので、それについては別紙で添付する形としたものです。

吉原委員 : 質問を読んだ時に、すごく分かりにくかったです。特に利用額に関しては工夫する必要があると思います。回答者から見れば、なんでこの表が入っているのだらうと、いったいこの表は何だらうと思いますので。

村上委員 : ぱっと見てわからないですね。

吉原委員 : 国の調査票と同じ意図でいくのであればもう少し分かり易く、自分がいったいどこに当てはまるのかということを分かり易くしていただきたいと思いました。

村上委員 : モデル家族で、何歳くらいだといくらになるなど、そういう資料があると分かり易いですよね。

高尾会長 : 事務局としてはいかがでしょうか。

事務局 : 本日は事前の意見調査票を記載していただくための質問をうかがうという位置づけですが、そういったご意見が様々あると思いますので、ぜひ調査票で送っていただいて、それを踏まえて次回事務局案、修正したものを提示したいと思っています。

高尾会長 : それではできるだけ 9 月 6 日までに意見をお寄せいただきたいということです。メールでも結構ですということですのでよろしくお願いいたします。

山下委員 : 山下です。実際に回答してみたのですが、質問が分かりづらくて答えが書きづらいということで、途中でやる気が無くなってしまいました。一般のアンケート会社が作るものはすごく分かり易くて回答できるのですけれども、これは自作なのでしょうか。それとも国のものを簡素化したものなのでしょうか。実際これだけお金をかけてやるものでしたら、民間に委託をして、アンケートの回収率をよくするなり、何らかの工夫をしないと、このまま次回に添削をするということで、どれだけの効果がでるのかというのが微妙な感じがしています。

高尾会長 : これのひな形自体は国のものです。ですから全部無視するという訳にはいかず、あまり大幅に独自のものを入れられないという制約はあると思います。いずれにせよ、調査票につきましては、9 月 6 日までに意見をお寄せいただきたいということになります。よろしいですか

それでは、第 2 回市川市子ども・子育て会議は終了いたします。

【 午前 17 時 00 分閉会 】

平成 25 年 8 月 23 日

市川市子ども・子育て会議会長 高尾 公矢